

2023年9月15日

各位

株式会社オウケイウェイヴ
代表取締役社長 杉浦 元
(コード番号：3808 名証ネクスト)
問い合わせ先 経営管理担当執行役員 櫻井 英哉
電話番号 03-6823-4306

(開示事項の経過) 株主による議決権行使禁止等仮処分命令申立ての却下に対する 株主からの即時抗告に関するお知らせ

当社は、2023年9月14日付「(開示事項の経過) 株主による議決権行使禁止等仮処分命令申立却下決定に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、基準日後株主に対する議決権付与(以下、「本件議決権付与」という)に関し、当社株主より議決権行使禁止等仮処分命令申立て(以下、「本申立て」という)を受けておりましたが、東京地方裁判所は、本申立てを却下する旨の決定(以下、「本却下決定」という)を行っておりました。

しかしながら、本日、当社株主が本却下決定に対する即時抗告(以下、「本即時抗告」という)の申立てを行った旨の通知を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本即時抗告に至った経緯

2023年9月5日付「株主による議決権行使禁止等仮処分命令申立てに関するお知らせ」にてお知らせのとおり、当社株主は、基準日後の議決権付与を、現経営陣の支配権の維持を目的としており、著しく不公正な方法により行われるものであると主張して、当社に対して本申立てをおこなっておりました。

本申立てについては、2023年9月14日付「(開示事項の経過) 株主による議決権行使禁止等仮処分命令申立却下決定に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、東京地方裁判所は、会社法第124条第4項の趣旨に照らせば、基準日の制度が専ら会社の事務手続上の便宜を考慮して設けられたものであり、会社において事務手続上の煩雑さをいとわず、基準日後に株式を取得した者に議決権の行使を認めるならば、それを妨げないと解され、基準日後株主の議決権行使は同項に違反するものではないし、議決権付与に係る会社の裁量を逸脱したとして違法とされるものではないとしました。また、本件議決権付与が現経営陣の支配権維持を目的とするものであるとは認められず、基準日後の議決権付与による議決権行使がされても株主総会の決議の方法が著しく不公正になるものとはいえず、取締役による違法な職務執行行為にも当たらないとし、本申立てを却下する旨の決定を行いました。

これに対し当社株主は、本却下決定を不服として、東京高等裁判所に対し2023年9月15日付で本即時抗告の申立てを行ない、本日、当社は、本即時抗告申立書を受領いたしました。当社株主は、本件議決権付与を、資金調達を定時株主総会前に行わなければならないほど切迫した状況になく、他にも資金調達の方法はあったはずだとして、その目的を現経営陣の支

配権維持目的であったと改めて主張し、また、支配権維持のために本件議決権付与を行うことは、会社法第 124 条第 4 項の濫用であり、議決権付与に係る会社に委ねられた裁量を逸脱して違法であると主張しております。

2. 本即時抗告をした株主の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 名称 | 公益財団法人こどもの未来創造基金 |
| (2) 住所 | 東京都渋谷区神南 1 丁目 1 3 - 3 ARK神南 2 D |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表理事 佐藤悠大 |
| (4) 所有株式数 | 2,984,000 (持株比率 8.20%) (2023 年 9 月 1 日時点) |

3. 本即時抗告があった裁判所及び年月日

- (1) 本即時抗告がされた裁判所
東京高等裁判所
- (2) 本即時抗告があった年月日
2023 年 9 月 15 日

4. 今後の見通し

本即時抗告の申立てにつきましては認められる正当な理由はなく、本却下決定の判断は公正かつ妥当であり、本却下決定は維持されるべきものであることを主張する予定です。

当社は現在、経営再建の途上にあり、特設注意市場銘柄の指定解除に向け内部管理体制の改善、債務超過解消による上場廃止懸念を解消することが喫緊の課題であります。よって、本件議決権付与につきましても、当然のことながら、現経営陣の支配権維持を目的としたものではなく、あくまでも資金調達が最重要課題であったため、定時株主総会の前に資金調達を行っております。また、株主平等の原則からも、2023 年 9 月 13 日「第三者割当による新株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））に係る払込完了に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、第三者割当を引き受けた貸付債権者への議決権付与と合わせて、本件議決権付与も行うべきであると考えており、これは、会社法第 124 条第 4 項の濫用にはあたらず、事務手続きの煩雑さをいとわず、基準日以降に取得した者にも議決権を付与するべきであると考えた結果であり、議決権付与に係る会社の裁量を逸脱しておらず違法ではないと考えております。

当社は、今後も財務状態をできるだけ速やかに改善し、株主価値の維持・向上に努めてまいります。なお、裁判の進捗に伴い、開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以 上